

公害紛争処理制度に関する懇談会（第1回）議事要旨

1. 日 時：平成26年9月30日（火） 10:00～11:45
2. 場 所：公害等調整委員会 委員会室
3. 出席者：（構成員）
太田匡彦構成員、北村喜宣構成員、小島延夫構成員、
中下裕子構成員、大和陽一郎構成員
（公害等調整委員会）
富越和厚委員長、松森宏委員、柴山秀雄委員、
駒形健一事務局長、飯島信也事務局次長、
河合暁事務局総務課長、加藤悠介事務局総務課課長補佐

4. 議事概要

（1）委員長挨拶

富越委員長より挨拶を行った。

（2）座長の選任等について

構成員の互選により、北村構成員を座長に選任した。
北村座長により、磯野構成員を座長代理に指名した。

（3）懇談会運営要領の策定について

懇談会に関する運営要領が、原案のとおり了承された。

（4）公害紛争処理制度の現状及び論点について

資料3に基づき事務局から説明の後、意見交換を行った。
主な意見は以下のとおり。

○ 都道府県の管轄の在り方について

- ・ 検討に当たっては、押し付け的な地方分権と言われないよう留意すべきではないか。
- ・ 裁定権限と司法権の兼ね合いについては、労働委員会など他の制度との比較の必要性があるが、大きな論点とはならないのではないか。
- ・ 現行の附属機関では都道府県が裁定を行うことができない場合、執行機関とすることも検討することとなるのではないか。
- ・ 都道府県にとってどの程度の事務量となるかも考えるべきではないか。
- ・ 都道府県の裁定権限に関する検討を行う際には、再審査請求前置主義等を念頭に、都道府県と公調委の間の審級制を設けるか否かも検討する必要があるのでは

はないか。

- ・ 都道府県の裁定権限の検討に当たって、都道府県の公害審査会で科学的調査ができなかった経験から、調査能力や体制確保が課題となると思われる。
- ・ 都道府県に裁定権限を持たせる場合、事務の法的性質は自治事務になると考えられる。
- ・ 都道府県の調査能力と申請人にとっての使い勝手のよさが課題と思われる。
- ・ 公害等調整委員会は総務省の外局であり環境行政とは区別されているが、都道府県でも同様の体制が必要であるか検討すべきではないか。

○ 手続の電子化について

- ・ 手続の電子化の利点は、継続的に利用する際に発揮されると思われるが、アドホック的な手続である公害紛争処理における利点をどう考えるか。

○ その他の公害紛争処理制度に関する論点について

- ・ 現在、「公害」の定義は環境基本法に倣っているが、我が国の「環境問題」に対する司法アクセスは遅れており、その射程を広げることを議論する意義はあるのではないか。
- ・ 職権調査の費用を国で負担することは、公害紛争処理制度の利用を促す動機の一つになっている。
- ・ 申請手数料が裁判制度に比べて低廉であることは理念としてよいのではないか。
- ・ 長年、申請手数料を見直していないとのことだが、行政不服審査等、手数料が無料の制度もある中で、公害紛争処理制度だけ手数料を上げる理由があるのか。
- ・ 裁定や調停等には法的拘束力がなく、仲裁制度は執行力があるものとしては公害等紛争処理制度では唯一であるので、たとえ利用数が少なくとも仲裁制度の価値はあるのではないか。
- ・ 法的効果の見直しについては、実質的証拠法則を採用するかも論点となりうる。

(5) 今後の開催スケジュールについて

今後の開催スケジュールについて、事務局から説明を行った。

以上